

## 台湾 「織品標示基準」の改正のお知らせ

台湾のシーツ、マット、タオル等の表示基準である「織品標示基準」が改正され、その一部が2016年12月23日より施行されます。

**公布日** 2015年12月23日 ※公布日2015年12月23日より新基準適用可能です。

**施行日** 洗濯絵表示、ダウン充填量の表示規定:2017年12月23日、その他の規定:2016年12月23日

### 改正のポイント



- 1 絵表示のISO化 (ISO 3758:2012準拠)
- 2 適用範囲の変更
- 3 表示規定の変更
- 4 指定用語の追加、変更

改正の概要

1

#### 絵表示のISO化 詳細は次ページを参照!

記号の形状、意味はISOと同じですが、台湾では記号の省略はできないなど、使用方法に若干の違いがあります。(※乾燥方法についてはタンブル乾燥、自然乾燥から1種または2種を表示。)

2

#### 適用範囲の変更

「除外品:使い捨て製品、ラベル用生地、タペストリー用生地、テント用生地、自動車カバー用生地」という文面が削除されました。(即ち適用品となります。ただし、取扱い方法の表示は免除されます。)

3

#### 表示規定の変更

表示者	台湾製製品の表示者として「製造委託者」も表示可能になりました。
組成表示の対象	充填物も組成表示の対象となりました。
特殊表示事項の追加	3歳以下の乳幼児用製品で、身体の安全に影響する可能性がある場合は注意事項表示が必要になりました。
100%表示の許容誤差	3%から0%へ変更になりました。
ダウン充填物の組成表示	100%、「純」の表示 不可
	許容誤差 実際の混合率が表示より少なくしてはならない。
分離表示	「表地、裏地、充填物、パイル等の組成と混用率をそれぞれ表示。」 →「表地、裏地、充填物の組成と混用率をそれぞれ表示。」に変更。
副資材、装飾品	リボン、レース、スパンコール、ラベル等の副資材及び、面積が15%未満または重量が5%未満の刺繍、アップリケ等の装飾品は組成表示が免除されます。
取扱い方法	洗濯、アイロンの必要性がない製品については取扱い方法の表示が免除になりました。 例:使い捨て製品、ラベル用生地、タペストリー用生地、テント用生地、自動車カバー用生地、雑巾、マットレス、洗濯ネット、泡立てネット、蚊帳、ボディタオル(ナイロンタオル等)
表示形式	本体への表示として「焼き印、ホットスタンプ、印字」も可能になりました。

4

#### 指定用語の追加

ダウン(ダック、グース等の水鳥)「羽絨」、モダル「莫代爾纖維」、リヨセル「萊賽爾纖維」が追加されました。

#### 指定用語の変更

解説	旧基準	改正後	
「羊毛」で表示できる獣毛の種類を明確化	「羊毛」	「羊毛」(綿羊、子羊、アルパカ、ビキューナ、アンゴラヤギ、カシミヤヤギ等の毛)	
「羊毛」以外の獣毛の表示方法を明確化	—	「〇〇毛」(羊毛以外の獣毛) ※〇〇には動物名を記載	
ポリアミドとナイロンが同一繊維扱いに	「聚醯胺纖維」 「尼龍」	「聚醯胺纖維」または「尼龍」	
アクリル系の用語の追加 アクリロニトリル重量比の変更	「改質アクリル纖維」 (アクリロニトリル35%—85%)	「改質聚丙烯腈纖維」または「改質アクリル纖維」 (アクリロニトリル50%—84%)	
用語の変更	アクリル	「聚丙烯腈纖維」 または「アクリル纖維」	「聚丙烯腈纖維」または「アクリル纖維」
	ポリエチレン	「聚乙烯」	「聚丙烯纖維」
	ポリプロピレン	「聚丙烯」	「聚丙烯纖維」
	皮革	「皮革」	「皮革」

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

国内 業務部 (東京担当:袁) TEL:03-5669-1403 / FAX:03-5669-1404  
(大阪担当:張、福永) TEL:06-6762-5885 / FAX:06-6762-5905

海外 台湾試験センター TEL:(886)2-2299-3279(内線)5222,5221  
(担当:山本・風戸) FAX:(886)2-2299-9630

# 絵表示のISO化

		絵表示	説明
洗濯			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水洗い(手洗いまたは機械洗い)。</li> <li>2 記号中の数字は洗濯時の最高水温を表す。</li> <li>3 下線がない場合は通常の洗濯処理を表す。</li> <li>4 記号の下的一本線(—)は攪拌を減らすなどの弱い処理を表す。</li> <li>5 記号の下二本線(=)はできるだけ攪拌を減らすなどの非常に弱い処理を表す。</li> <li>6 手(👉)の図がある記号は手洗いすべきこと、かつ、最高温度は40℃を超えてはならないことを表す。</li> <li>7 手洗いの記号には下線を表示できない。</li> <li>8 (×)のついた記号は、水洗い不可を表す。</li> </ol>
漂白			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漂白可。</li> <li>2 (×)のついた記号は、漂白不可を表す。</li> <li>3 記号中に斜線が入っているものは酸素系/非塩素系漂白剤による漂白のみ可。</li> </ol>
乾燥	タンブル乾燥		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械タンブル乾燥可。</li> <li>2 記号中の(・・)は標準温度によるタンブル乾燥を表す。</li> <li>3 記号中の(・)は低温によるタンブル乾燥を表す。</li> <li>4 (×)のついた記号は、タンブル乾燥不可を表す。</li> </ol>
	自然乾燥		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然乾燥可。</li> <li>2 四角形中の縦の一本線は吊干しを表す。</li> <li>3 四角形中の縦の二本線は濡れ吊干しを表す。</li> <li>4 四角形中の横の一本線は平干しを表す。</li> <li>5 四角形中の横の二本線は濡れ平干しを表す。</li> <li>6 四角形の左上の斜め一本線は日陰干しを表す。</li> </ol>
アイロンとプレス			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 アイロンとプレス。</li> <li>2 記号中の(・)は使用最高温度を表す。 (☎:200℃、☎:150℃、☎:110℃)</li> <li>3 (×)のついた記号は、アイロンとプレス不可を表す。</li> </ol>
繊維製品の専門業者による取扱い			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 繊維製品の専門業者による取扱い(業者によるドライクリーニング及びウエットクリーニング)。</li> <li>2 記号中の(P)はパークロロエチレン及び記号(F)の欄に規定されている溶剤で業者によるドライクリーニングができることを表す。</li> <li>3 記号中の(F)は石油系溶剤で業者によるドライクリーニングができることを表す。</li> <li>4 記号中の(W)は業者によるウエットクリーニングができることを表す。</li> <li>5 下線がない場合は通常の処理を表す。</li> <li>6 記号の下的一本線(—)は弱い処理を表す。</li> <li>7 記号の下二本線(=)は非常に弱い処理を表す。</li> <li>8 (×)のついた記号は、業者によるドライクリーニングまたはウエットクリーニング不可を表す。</li> </ol>